

# ○施設入所支援サービス費

基本部分		注	注					
イ 定員40人以下		×965/1,000	×70/100	×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	1日につき12単位を減算	1日につき27単位を減算	身体拘束廃止未実施減算
(1) 区分6 (455単位)								
(2) 区分5 (384単位)								
(3) 区分4 (309単位)								
(4) 区分3 (233単位)								
(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (169単位)								
ロ 定員41人以上60人以下		×965/1,000	×70/100	×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	1日につき10単位を減算	1日につき22単位を減算	利用者全員について、1日につき5単位を減算
(1) 区分6 (357単位)								
(2) 区分5 (298単位)								
(3) 区分4 (236単位)								
(4) 区分3 (186単位)								
(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (147単位)								
ハ 定員61人以上80人以下		×965/1,000	×70/100	×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	1日につき7単位を減算	1日につき15単位を減算	利用者全員について、1日につき5単位を減算
(1) 区分6 (296単位)								
(2) 区分5 (248単位)								
(3) 区分4 (199単位)								
(4) 区分3 (163単位)								
(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (133単位)								
ニ 定員81人以上		×965/1,000	×70/100	×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	1日につき6単位を減算	1日につき12単位を減算	利用者全員について、1日につき5単位を減算
(1) 区分6 (270単位)								
(2) 区分5 (224単位)								
(3) 区分4 (179単位)								
(4) 区分3 (147単位)								
(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (126単位)								
ホ 経過的施設入所支援サービス費 (別表のとおり)								
夜勤職員配置体制加算	(1) 定員21人以上40人以下 (1日につき60単位を加算) (2) 定員41人以上60人以下 (1日につき48単位を加算) (3) 定員61人以上 (1日につき39単位を加算)	×965/1,000						
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき28単位を加算) ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (一) 体制を整えた場合 (1日につき7単位を加算) (二) 夜間支援を行った場合 (1日につき180単位を加算)							
夜間看護体制加算	(1日につき60単位を加算)							
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)							
入所時特別支援加算	(入所日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)							
入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ) (1) 定員60人以下 (1日につき320単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき272単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき247単位を加算) ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ) (1) 定員60人以下 (1日につき191単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき162単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき147単位を加算)	×965/1,000			8日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定			
入院時支援特別加算	(1) 90日を超える入院期間が4日未満 (1回につき561単位を加算) (2) 90日を超える入院期間が4日以上 (1回につき1,122単位を加算)							
地域移行加算	(入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)							
体験宿泊支援加算	(1日につき120単位を加算)							
地域生活移行個別支援特別加算	イ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ) (1日につき12単位を加算) ロ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ) (1日につき306単位を加算)							
栄養マネジメント加算	(1日につき12単位を加算)							
経口移行加算	(1日につき28単位を加算)							
経口維持加算	イ 経口維持加算(Ⅰ) (1日につき28単位を加算) ロ 経口維持加算(Ⅱ) (1日につき5単位を加算)							
療養食加算	(1日につき23単位を加算)							
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×69/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×50/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×28/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)				注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可			
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位数×9/1,000)				注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可			

]